

新 旧 対 照 表

新	旧（平成22年3月23日認定）
<p>5 目標を達成するために行う事業 5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業 1) 道整備交付金を活用する事業</p> <p>（省略）</p> <p>[事業期間] 広域農道 平成17年度から<u>平成25年度</u>まで</p> <p>[整備量及び事業費]</p> <p>（中略）</p> <p>・総事業費 <u>4,690,000千円（うち交付金2,345,200千円）</u>            広域農道 <u>3,696,000千円（うち交付金1,848,000千円）</u>            市道（銚子市） <u>520,000千円（うち交付金 260,000千円）</u>            市道（旭市） <u>474,400千円（うち交付金 237,200千円）</u></p> <p>（中略）</p> <p>6 計画期間 平成17年度～<u>平成25年度</u></p>	<p>5 目標を達成するために行う事業 5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業 1) 道整備交付金を活用する事業</p> <p>（省略）</p> <p>[事業期間] 広域農道 平成17年度から<u>平成23年度</u>まで</p> <p>[整備量及び事業費]</p> <p>（中略）</p> <p>・総事業費 <u>4,505,000千円（うち交付金2,252,500千円）</u>            広域農道 <u>3,696,000千円（うち交付金1,848,000千円）</u>            市道（銚子市） <u>437,000千円（うち交付金 218,500千円）</u>            市道（旭市） <u>372,000千円（うち交付金 186,000千円）</u></p> <p>（中略）</p> <p>6 計画期間 平成17年度～<u>平成23年度</u></p>